

第2回臨時理事会

平成24年 3月5日(月)

公益財団法人 佐野美術館

第2回臨時理事会議事録

1. 日 時 平成24年3月5日（月）午前10時00分から午前11時20分

2. 場 所 佐野美術館 講堂

3. 出席者 総理事数 5名
 出席理事 4名
 峰田 武 芹澤 暉二
 亀山 千鶴男 渡邊 妙子
 欠席理事 1名
 森野 彌良

 出席監事 2名
 小嶋 豊郎
 高藤 忠治

4. 議 事

事務局坪井	[午前10時00分開会] 当公益財団定款 第47条の規定に基づき、理事会の成立を報告し、理事会の開会を宣する。
	[議長選出] 当公益財団定款 第46条の規定に基づき、理事会の議長は理事長が務める旨説明する。
理 事 長	[理事長挨拶] 理事長より理事会開催にあたり、挨拶がなされた。
議 長	[議事録署名人の指名] これから議事に入りますが、議事に先立ちまして、本日の議事録署名

	人ではありますが、当公益財団定款 第 51 条に出席した代表理事(理事長)及び監事と定められておりますのでこれに従います。 [議案上程] 第 1 号議案 平成 24 年度事業計画及び収支予算の件の 1 件を上程する。 [議案審議] (第 1 号議案) 第 1 号議案 平成 24 年度、事業計画及び収支予算の件について事務局の説明を求める。
議長	
事務局坪井 事務局加藤	本資料により、平成 24 年度事業計画について説明する。 本資料により、平成 24 年度収支予算について説明する。 [質疑・応答]
議長	第 1 号議案について、意見、質問等を求める。
高藤監事	本予算書の文化財維持管理事業は公益法人会計に対応しているのか。
事務局加藤	文化財維持管理事業とは国(文化庁)より登録有形文化財として認可された隆泉苑及び付属の庭園についての維持管理をする事業である。 隆泉苑は不特定多数の利用ができるよう明示しており、庭園は美術館開館時は無料で開放しているが、建築・造営後 80 有余年を経ているため維持管理に費用や手間暇が掛かる。公益申請をする際、所管の静岡県にも説明し、公益事業として認定されています。
高藤監事	了解した。
議長	意見、質問も出尽くしたため、第 1 号議案について諮ったところ、満場一致をもって原案のとおり可決された。 ここで小嶋監事より前理事会で承認された梅花藻の里駐車場の一部を

	収益事業として、賃貸した件で発言があった。
小嶋監事	佐野美術館に対して佐野家が遺贈した土地であるから、収益事業としての活用は制約がある。しかし、今回のように適法どおり管轄の税務署（目黒税務署）に申告をしていれば何の問題もない。これからもこのような場合には管轄の税務署等にきちんと筋を通すことが大切だ。
議 長	貴重なご意見を有難うございました。 続いて報告事項について事務局より説明願います。
事務局加藤	本年５月より建設工事が行われる新収蔵庫の概要について設計図、行程表、予算書を示し説明をした。（資料添付） 設計・施工監修は㈱長谷川建築・設計工房の長谷川逸子先生に依頼 ２月１３日の入札において木内建設株式会社に建築を依頼した。 落札価格は 202,000,000 円（消費税は別） 工期は５月１０日から１１月３０日まで 構造及び階数 鉄筋造、地上３階、建物高さ 12.5m 基礎形式 直接基礎（杭等は打設しない） 床面積 １階：126.19 ㎡ ２階：170.29 ㎡ ３階：160.91 ㎡ 建築面積 149.30 ㎡
議 長	報告について意見・質問等求めた。 特に質問等なかったので議事を終了した。
事務局坪井	以上により、議案の審議、報告事項の説明を終了したので、午前 11 時 20 分、公益財団法人佐野美術館の第 2 回臨時理事会の閉会を宣し、解散した。 評議員会は、３月 21 日（火）の午後 1 時から予定している旨を連絡し、本会はすべて閉会した。

以上、議事の内容を明らかにするため、この議事録を作成し、議長及び議事録署名人が記名捺印をする。

平成 24 年 3 月 5 日

公益財団法人 佐野美術館

代表理事（理事長）

峰 田 武



監事

高 藤 忠 治



監事

小 嶋 豊 郎

